

1 河川整備基本方針・整備計画作成に向けた取り組み

(1) 流域住民の意見の反映

下流部の浸水被害が予想される地域を中心に流域住民の説明会を実施し、提言内容、治水対策の論点（治水安全度など）を周知するとともに、意見を聴取する。

(2) 総合治水対策連絡協議会（仮称）の設置

県関係部局、県民局、流域関係市からなる総合治水対策連絡協議会（仮称）を設置し、流域対策の実現性を検討・協議する。

(3) 既存ダム活用協議会（仮称）の設置

既存ダムの治水活用について、各施設の管理者並びに県関係部局からなる既存ダム活用協議会（仮称）を設置し、各水道事業管理者等との協議、調整を行う。

(4) 環境調査の実施

新規ダムについては、流域委員会から「解明の必要な検討課題が多く残されている。」との意見を受けており、これまでの環境調査の補足調査や新たな指摘事項について調査を実施するとともに、環境保全対策の検討や貴重種の移殖実験等を行うなど、新規ダムが環境に及ぼす影響について説明できる資料を作成する。

2 今後の進め方

- ・ 多角的な視点からいただいた提言については、技術的・経済的検証を加え、実現性および効果について、さらに専門的に検討していく。
- ・ 特に目標流量（治水安全度）、流域対策の実現性とその効果量、既存ダムの治水活用の実現性と効果量、新規ダムの環境に与える影響などについて河川審議会に諮り、提言いただいた各施策の効果的実現方法について検討する。
- ・ これらの検討を踏まえ、流域市、流域住民の意見を聴きながら、河川管理者として責任のある立場で、総合的な治水対策を実施するための河川整備基本方針・整備計画を策定していく。